**第３　各種資料・様式**

**【規約例】**

| **条　文　例** | **逐　条　解　説　（留意点）** |
| --- | --- |
| **第１章　総則** | 章立ての設定の有無や章立ての形式については、特段の制約がない。 |
| **（名称）**  **第１条　この会は、○○○○自治会という。** | 「名称」は、規約において必ず規定しなければならないが、その付け方には制限がない。 |
| **（区域）**  **第２条　この会は、××市○○町のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。** | 「区域」は、規約において必ず規定しなければならない。住民が客観的かつ明らかに理解できることが必要である。  左記のように別表で表示する場合は、見やすいよう工夫をすること。  左記のほかには次のような定め方がある。  例１　××市○○町全域を区域と定める場合  『この会は、××市○○町の全域に住所を有する者をもって構成する。』  例２　字単位・丁目単位・町（行政区画）単位で区域が区切られている場合で、最も簡単かつ明確である場合  『小田原市○○☆丁目◎◎番地から◇◇　番地までに住所を有する者をもって構成する。』  ※地番等が連続していない部分については、該当地番等を列挙する。  例３　河川や道路等による区域の表示とする場合  『この会は、○○市××町のうち☆☆川の北及び市道◎◎号の南に住所を有する者を　　　もって構成する。』 |
| **（主たる事務所の所在地）**  **第３条　この会の主たる事務所は、○○市　　××町◎◎番地に置く。** | 「主たる事務所の所在地」は、規約において　必ず規定しなければならない。  左記のほか次のような定め方がある。  『この会の主たる事務所は、会長宅に置く。』  『この会の主たる事務所は、「△△（施設の名称等）」に置く。』　など。 |
| **第２章　目的**  **（目的）**  **第４条　この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。** | 「目的」は、規約において必ず規定しなければならない。  左記の例では、「目的」と「事業」を分けて規定しているが、この形式にとらわれる必要はない。ただし、次の点に留意すること。  ①活動内容は、具体的に記載すること。  ②一部の活動を掲げるのではなく、活動全般を規定すること。 |
| **（事業）**  **第５条　この会は、前条の目的を達成する　　ため、次の事業を行う。**  **(1) 会員相互の連絡事務に関すること。**  **(2) 地域の生活環境の改善及び向上に 関すること。**  **(3) 会員相互の親睦、研修会及び文化　教養の向上に関すること。**  **(4) 会員の福利厚生に関すること。**  **(5) 集会施設の維持管理に関すること。**  **(6) その他目的を達成するために必要な 事業の実施に関すること。** | すべての活動をできるだけ具体的に示すこと。ただし、政党に関する事項を掲げることはできない。左記のほか、事業の種類を列挙する方法もある（下記参照）。  『第５条　（省略）  (1) 保健体育に関する事業  (2) 環境、衛生、生活に関する事業  (3) 防火、防犯、交通安全に関する事業  (4) 文化教養の向上に関する事業  (5) 会員相互の連絡事務に関する事業  (6) 集会施設の維持管理に関する事業  (7) その他会員の福祉増進に関する事業』 |
| **第３章　会員**  **（会員）**  **第６条　第２条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。** | 「構成員の資格に関する事項」として、規約に必ず次の２点を規定しなければならない。  ①区域に住所を有する個人がすべて地縁に　よる団体の構成員となり得ること。  ②当該地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を　　拒んではならないこと。  左記の第６条については、このうちの①について規定したものである。（②については、第８条第２項に規定している。）  規定するにあたり、次の点に留意すること。  ①地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られていること。したがって当該区域外の住民は、構成員になることができない。ただし、これら区域外の住民が、規約上は「構成員」でなくとも、　事実上「構成員」として活動することが否定　されるものではない。（規約上では、「会員」と区別して「準会員」、「縁故会員」等の名称を付すことは妨げない。）  ②地縁による団体の構成員は、あくまで「個人」に限られていること。したがって、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は「構成員」に含まれない。ただし、「賛助会員」（規約上、「会員」以外の名称を付して、賛助の　意思を表したもの）等として規約に規定することを妨げるものではない。これを左記に追加して規定すると、次のようになる。  『２　この会の活動を賛助しようとする、第１項に該当しない個人または団体にあっては、　賛助会員となることができる。』 |
| **（会費）**  **第７条　会員は、総会において別に定める　　会費を納入しなければならない。** | 入会金を徴収する場合は、次のとおりとなる。  『会員は、総会において別に定める入会金　　及び会費を納入しなければならない。』  賛助会員を前条において規定している場合は、左記に次の規定を追加することとなる。  『２　賛助会員は、総会において別に定める　賛助会費を納入しなければならない。』  会費の額は、住民の意思を十分反映する必要があることから、総会で決定すべきである。金額を規約に規定する場合は、次のようになる。  『第○条　会の会費は、１世帯当たり月額×円とする。会員は、毎月１０日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。  ２　会員に特別の事情がある場合は、会費　を減免することができる。』  入会金がある場合には、次のとおりとなる。  『第○条　会の会費は、１世帯当たり月額　　×円とする。会員は、毎月１０日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。  ２　会の入会金は、１世帯当たり×円とする。  ３　会員に特別の事情がある場合は、会費　または入会金を減免することができる。』 |
| **（入会）**  **第８条　会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。**  ２　この会は、正当な理由がない限り、この区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。  **３　この会の区域に入居した個人または団体に対して、この会は、これらの者に対し、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものと する。** | 「構成員の資格に関する事項」として、規約に必ず次の２点を規定しなければならない。  ①区域に住所を有する個人がすべて地縁に　よる団体の構成員となり得ること。  ②当該地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を　　拒んではならない。  左記の第８条第２項については、このうちの②について規定したものである。（①については、第６条に規定している。）  入会の届出を入会申込書による場合は、次のとおりとする。  『会員になろうとする者は、別に定める入会　　申込書を会長に提出するものとする。』  入会の届出に対し、役員会の承認を必要と　する場合は、次のとおりとする。  『会員になろうとする者は、別に定める入会　　申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』  賛助会員を規定している場合は、左記の例の第８条第１項を次のとおり改めることになる。  『会員または賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』  組長（班長）制度を採用し、経由して提出する場合は、次のとおりとなる。  『会員になろうとする者は、入会申込書を組長（班長）を経由して　会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。 |
| **（退会）**  **第９条　会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。**  **２　会員が次の各号に該当したときは、退会　　したものとみなす。**  **(1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。**  **(2) 死亡または失踪宣告をうけたとき。**  **(3) 会費を×年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。** | 組長（班長）制度を採用している場合は、次のとおりとする。  『会員は、退会しようとする場合は、別に定める退会申込書を組長を経由し会長に提出しなければならない。』  このほか、特に除名について規定する場合は、次のとおりとする。  『第×条　会員がこの会の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員の４分の３以上の議決により、これを除名することができる。この　　場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。』  ※公益法人の事例では、特別多数議決の割合は、４分の３程度としているようである。 |
| **（拠出金品の不返還）**  **第１０条　退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品については、　　これを返還しない。** | 除名について規定を置く場合は、左記の例を次のとおり改める。  『退会した、または除名された会員が既に納入した入会金、会費　その他の拠出金品については、これを返還しない。』 |
| **第４章　役員**  **（役員の種別）**  **第１１条　本会に次の役員を置く。**  **（１）会長　　　　　　　　　　 １人**  **（２）副会長　　　　　　　　 ○人**  **（３）その他の役員　　　　　 ○人**  **（４）監事 ○人** | 「代表者に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。  代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委託する事務等について規定する　ものである。※以降、第１４条まで関連。  「その他の役員」は、会長及び副会長とともに役員会を構成するが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも　　考えられる。  その場合には、「会計担当役員は、本会の　　出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿　及び書類を管理する。」、「書記担当役員は、会務を記録する。」等、その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当である。  ※第１３条と関連。 |
| **（役員の選任）**  **第１２条　役員は、総会において、賛助会員を除く会員の中から選任する。**  **２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。** |  |
| **（役員の職務）**  **第１３条　会長は本会を代表し、会務を統括　する。**  **２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故が　あるとき又は会長が欠けたときは、会長が　あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。**  **３ 監事は、次に掲げる業務を行う。**  **(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること。**  **(2)　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。**  **(3)　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。**  **(4)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。** | |  |
| **（役員の任期）**  **第１４条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。**  **２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。**  **３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。** | |  |
| **第５章　総会**  **（総会の種別）**  **第１５条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。**  **------------------------------------**  **（総会の構成）**  **第１６条　総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。**  **------------------------------------**  **（総会の権能）**  **第１７条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。** | | 「会議に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。  地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決　事項等を定めるものである。  ※以降、第３０条まで関連。 |
| **（総会の開催）**  **第１８条　通常総会は、毎年度決算終了後　○か月以内に開催する。**  **２　臨時総会は、各号の一つに該当する場合に開催する。**  **(1)　会長が必要と認めたとき。**  **(2)　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。**  **(3)　第１３条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。** | | 総会は、少なくとも年に１回開催しなくてはなら　ない。 |
| **（総会の招集）**  **第１９条　総会は、会長が招集する。**  **２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求の　　あった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。**  **３　総会を招集するときは、会議の目的たる　事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。** | |  |
| **（総会の議長）**  **第２０条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。** | | 総会の議長は、表決権を行使することとなる　以上、表記のように出席した会員の中から　　選出する必要があるが、会長は会員の中から選任されていることにより、「総会の議長は、　会長がこれにあたる」と定めることも可能である。 |
| **（総会の定足数）**  **第２１条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。** | |  |
| **（総会の議決）**  **第２２条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。** | |  |
| **（会員の表決権）**  **第２３条　会員は、総会において、各々１個の表決権を有する。**  **２　賛助会員は表決権を有しない。** | |  |
| **（総会の書面表決権等）**  **第２４条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。**  **２　前項の場合における第２１条及び第２２条の規定の適用については、この会員は出席　　したものとみなす。** | |  |
| **（総会の議事録）**  **第２５条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。**  **(1)　日時及び場所**  **(2)　会員の現在数及び出席者数（書面　表決者及び表決委任者を含む）**  **(3)　開催目的、審議事項及び議決事項**  **(4)　議事の経過の概要及びその結果**  **(5)　議事録署名人の選任に関する事項**  **２　議事録には、議長及びその会議において　選任された議事録署名人２名以上が署名押印をしなければならない。** | |  |
| **第６章　役員会**  **（役員会の構成）**  **第２６条　役員会は、監事を除く役員をもって　構成する。** | | その職務を考慮し、監事は役員会の構成員　から外すことが望ましい。 |
| **（役員会の権能）**  **第２７条　役員会は、この規約で別に定める もののほか、次の事項を議決する。**  **(1)　総会に付議すべき事項**  **(2)　総会の議決した事項の執行に関する　事項**  **(3)　その他総会の議決を要しない会務の　執行に関する事項** | |  |
| **（役員会の招集等）**  **第２８条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。**  **２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。**  **３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を　もって、少なくとも○日前までに連絡をしなければならない。** | |  |
| **（役員会の議長）**  **第２９条　役員会の議長は、会長がこれに　　当たる。** | |  |
| **（役員会の定足数等）**  **第３０条　役員会には、第２１条、第２３条及び第２４条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。** | |  |
| **第７章　資産及び会計**  **（資産の構成）**  **第３１条　本会の資産は、次の各号に掲げる　ものをもって構成する。**  **(1)　別に定める財産目録記載の資産**  **(2)　会費**  **(3)　活動に伴う収入**   1. **資産から生ずる果実** 2. **その他の収入** | | 「資産に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。  資産（積極的財産をいう。負債は含まない。）の構成及び取得、処分等の管理方法等を定めるものである。  ※以降、第４０条まで関連。 |
| **（資産の管理）**  **第３２条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。** | |  |
| **（資産の処分）**  **第３３条　本会の資産で第３１条第１項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。** | |  |
| **（経費の支弁）**  **第３４条　本会の経費は、資産をもって支弁　する。** | |  |
| **（事業計画及び予算）**  **第３５条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを　変更する場合も同様とする。**  **２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。** | |  |
| **（事業報告及び決算）**  **第３６条　本会の事業報告書及び決算は、　会長が事業報告後、収支計算書、財産　目録等として作成し、監事の監査を受け、　毎会計年度終了後３か月以内に総会の　承認を受けなければならない。** | |  |
| **（会計年度）**  **第３７条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。** | |  |
| **第８章　規約の変更及び解散**  **（規約の変更）**  **第３８条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、小田原市長の認可を受けなければ変更することはできない。** | |  |
| **（解散）**  **第３９条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。**  **２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。** | |  |
| **（残余財産の処分）**  **第４０条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会の類似する目的を　　有する団体に寄付するものとする。** | |  |
| **第９章　雑則**  **（備え付け帳簿及び書類）**  **第４１条　本会の主たる事務所には、規約、　会員名簿、認可及び登記等に関する　　　書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を　示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。** | |  |
| **（委任）**  **第４２条　規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。** | |  |
| **附則**  **１　この規約は、○年○月○日から施行する。ただし、第３８条については、小田原市長の認可を受けた日から施行する。** | |  |